

令和7年度 本社新事務所 職員用机等購入契約書

静岡県道路公社（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

（1）品名、規格及び数量（詳細は仕様書のとおり）

品名	種類、形状、規格等	数量
職員・共通PC用机（10名用）	仕様書のとおり	7セット
職員用机（4名用）	同上	1台
共通PC用机（2名用）	同上	1台
役員・参与・部長用机（1名用）	同上	8台
デスクワゴン（3段）	同上	72台
キャビネット（4段）	同上	16台
お役様対応用 ローカウンター	同上	7台
お役様対応用 ハイカウンター	同上	5台
会議室ローパーティション設置	同上	一式
更衣室(男女)・休憩室ローパーティション設置	同上	一式

（2）契約金額 ￥ ， ， 円
（うち取引に係る消費税及び地方消費税 ￥ ， 円）

（3）納入期限
令和7年11月21日（金）

（4）納入場所
静岡市葵区追手町5番4号
アーバンネット静岡追手町ビル9階
静岡県道路公社 本社新事務所

（5）契約保証金
免除

（納入期限の延長）

第2条 乙は、天災その他自己の責めに帰することができない理由により、納入期限までに納入することができないときは、その理由を明らかにした書面をもって納入期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（納入の通知）

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知するものとする。
（検査及び引渡しの時期）

第4条 甲は、乙が物品の納入した日から10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、前項の検査に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

3 乙は、第1項の検査に合格しないものについては、遅滞なくこれを良品と取り替
えなければならない。前条及び第1項の規定は、良品と取り替える場合について準
用する。

4 検査に必要な費用及び検査の際の変質、消耗又はき損等の損害は、すべて乙の負
担とする。

5 乙は、検査に合格したときは、遅滞なく物品を引渡さなければならない。
(危険負担)

第5条 前条第5項の引渡し前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、すべて乙の負
担とする。

(担保負担)

第6条 乙は、納入物品の引渡し後1年間甲の正常な管理のもとに生じた故障又は発
見された隠れた瑕疵について、無償修理又は取替え納入の責任を負うものとする。

(代金の支払時期)

第7条 甲は、第4条第5項の引渡しを受けた後、売買代金を甲が乙から適法な支払
請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 甲は、その責めに帰すべき理由により、前項の期間内に売買代金を支払わないと
きは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、当該未払額につき、年
1.4パーセントの割合で計算して得た額の遅延利息を乙に支払うものとする。

(納入遅延に対する違約金)

第8条 乙は、乙の責めに帰する理由により、納入期限内に物品を納入しない場合は、
甲に対して違約金を支払うものとする。

2 前項の違約金の額は、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該遅滞
に係る物品の売買代金に対し、1日につき1,000分の1を乗じて得た額とする。

3 甲は、乙に対して支払金の債務があるときは、前項の違約金と相殺することがで
きる。

(解除)

第9条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行
の見込みがないと認めるとき。

(2) 前号のほか、乙が契約に違反し、その違反により契約の目的が達することがで
きないと認めるとき。

(3) 次のアからキまでのいずれかに該当したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。

以下「法」という。）第2条第2項に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員
（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しな
い者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員
以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与え
る目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 10 条 乙は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。

(費用の負担)

第 11 条 この契約の締結に要する費用及び物品納入に要する費用は、乙の負担とする。

(協議)

第 12 条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議の上、これを定める。

上記の契約の成立を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 静岡市葵区追手町 9 番 18 号
静岡県道路公社
理事長 矢野 弘典

(乙)